計画書（公園）

新座都市計画公園の変更（新座市決定）

都市計画公園中２・２・０６三軒屋公園を次のように変更する。

種別	名称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
街区公園	2･2･06	三軒屋公園	新座市東北二丁目地内	約 0.23ha	修景施設、休養施設、遊戯施設ほか
立体的な範囲	新座市東北二丁目地内において、立体的な範囲を定める。（面積約 0.10ha を対象）				

「区域及び立体的な範囲は計画図表示のとおり」

理由

昭和５４年１２月２５日に都市計画決定した三軒屋公園について、魅力的な都市空間の創出として、隣接する東北コミュニティセンター敷地を一体的に活用した（仮称）三軒屋公園等複合施設を整備することに伴い、公園区域を変更するとともに、立体的な範囲を定めるものである。